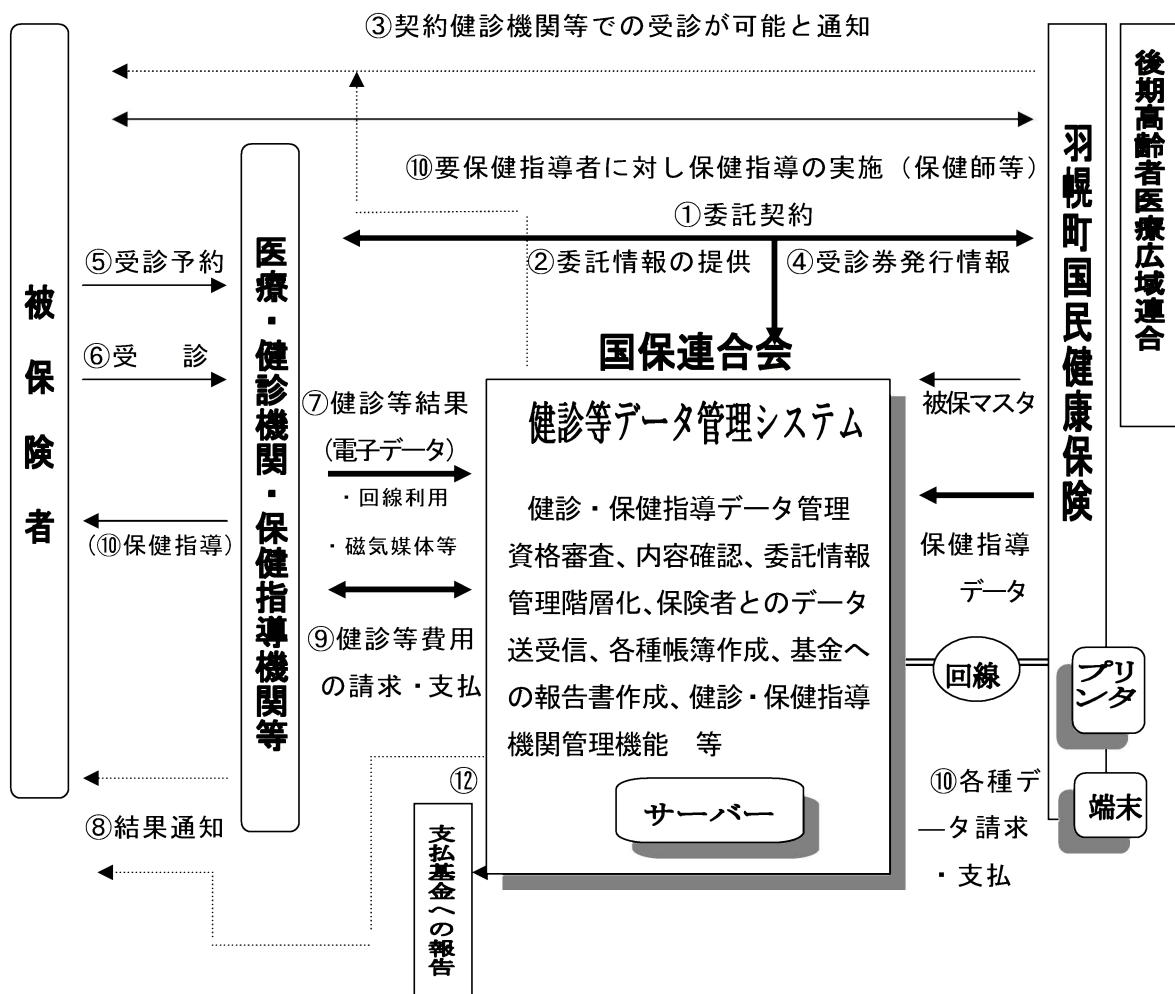


## 第4章 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存

### I 特定健診・特定保健指導のデータ

電子的標準形式により、電子データでの効率的な保存及び送受信を原則とします。

《特定健診・保健指導及びデータ管理等のながれ》



《データの主な流れ》

- 1 健診・保健指導機関 → 代行機関（国保連合会） → 医療保険者
- 2 医療機関 → 医療保険者
- 3 医療保険者 → 代行機関（国保連合会） → 国・道・支払基金

## Ⅱ 特定健診・特定保健指導記録の管理・保存期間

### 1、基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導のデータファイルは、個人別・経年別等に整理・保管し、個々人の保健指導に役立てるほか、個人の長期的な経年変化をたどることによる分析、発症時期の予測による保健指導や受診の勧奨等に活用します。

### 2、保管年限

データファイルの保管年限は、記録作成日から5年（加入者でなくなった場合は翌年度末まで）とします。

## Ⅲ 記録提供の考え方

- 1、被保険者が他の保険者の加入者となった場合は、当該保険者の求めに応じて被保険者が提出すべきデータは被保険者に提供します。
- 2、他の保険者から羽幌町国民健康保険に加入した場合は、原則として保険者間のデータ移動は行わず、被保険者本人が有する記録を元に、特定健康診査・特定保健指導を実施します。
- 3、被保険者のデータ等は、羽幌町における保健福祉部門を含め、特定健診の委託事業者又は担当する機関等への情報提供は、個人情報保護法や羽幌町個人情報保護条例及び施行規則に基づき、特定健診や保健指導実施時に本人の意向を確認し、書面による同意を得られた場合のみ提供します。

## Ⅳ 特定健診等結果の報告

### 1、被保険者への通知について

特定健康診査等の結果は、受診者に知らせ、自らの健康状態を把握させる必要があることから、保険者において結果を整理し、受診者に通知します。

通知の方法については、結果通知書（個人票）を送付するだけでなく、健診結果による優先順位を考慮し、健診結果説明会等を通して対面により、検査値や問診結果を踏まえた説明・助言等を行い、継続した健診受診に結び付けます。

## 2、結果の公表について

各年度の特定健康診査受診率、特定保健指導利用率、特定保健指導対象者の減少率等については、町広報紙や町ホームページ等で広く公表します。

# V 個人情報保護対策

特定健診や特定保健指導の記録の取り扱いに当たっては、個人情報保護の観点から「個人情報保護法」や「羽幌町個人情報保護条例及び施行規則」等に基づき適切な対応を行います。

## 1、ガイドラインの遵守

- (1) 個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に基づくガイドライン（「国民健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」）及び「羽幌町個人情報保護条例」により適正に取り扱います。
- (2) ガイドラインにおける役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業員の監督、委託先の監督）について周知を図ります。
- (3) 特定健診・特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等について契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守の状況を管理していきます。

## 2、守秘義務規定

### (1) 保険者に対するもの

#### ① 国民健康保険法（平成 20 年 4 月 1 日施行分）

##### 第 120 条の 2

保険者の役員若しくは職員又はこれらの職に合った者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密をもらしたときは、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

#### ② その他の法律（平成 20 年 4 月 1 日施行分）

- ・健康保険法 ・船員保険法 ・国家公務員共済組合法
- ・地方公務員等共済組合法 ・私立学校教職員共済法

### (2) 特定健診・特定保健指導の実施委託を受けた者に対するもの

高齢者の医療の確保に関する法律（平成 20 年 4 月 1 日施行分）、第 30 条及び第 167 条で、特定健診・特定保健指導の実施の委託を受けた者についても、保険者の役職員等と同様の守秘義務が課せられ、違反した場合は、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられます。